

令和 6 年 度

定 期 監 査 報 告 書

吉備中央町監査委員

目 次

1. 監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
2. 監査の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
3. 監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
4. 監査にあたった者・・・・・・・・・・	2 頁
5. 監査を補助した者・・・・・・・・・・	2 頁
6. 説明のため立会同席を求めた者・・・・・・・・	3 頁
7. 監査の日程及び範囲・・・・・・・・・・	3～4 頁
8. 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	4～6 頁

令和6年度定期監査報告書

1. 監査の対象

(1) 財務に関する事務の執行

- ① 令和6年度吉備中央町一般会計
- ② 令和6年度吉備中央町国民健康保険特別会計
- ③ 令和6年度吉備中央町介護保険特別会計
- ④ 令和6年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計
- ⑤ 令和6年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計
- ⑥ 令和6年度吉備中央町育英資金特別会計
- ⑦ 令和6年度吉備中央町診療所特別会計
- ⑧ 令和6年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計
- ⑨ 令和6年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計
- ⑩ 令和6年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計
- ⑪ 令和6年度吉備中央町上水道事業会計
- ⑫ 令和6年度吉備中央町下水道事業会計

(2) 経営に係る事業の管理

(3) 行政事務の執行

2. 監査の期間

自 令和7年2月4日
至 令和7年2月10日（5日間）

3. 監査の方法

財務に関する事務の執行については、予算執行、収入、支出、契約、有価証券の保管、財産管理の事務、経営に係る事業の管理については、当該事業が合理的かつ能率的に経営されているか、行政事務の執行については、前年度における決算審査或いは定期監査での指摘及び意見に対する措置状況、また、令和6年度における主要事業の進捗状況を中心に事務執行の能率性、効率性、合理性、経済性を関係職員の出席を求め各々説明を聴取し実施した。

4. 監査にあたった者

吉備中央町監査委員	大 木 一 恵
〃	黒 田 員 米

5. 監査を補助した者

監 査 事 務 局 長 早 川 順 治

6. 説明のため立会同席を求めた者

会 計 管 理 者	大 森 初 恵
総 務 課 長	山 本 敦 志
税 務 課 長	石 伊 利 光
企 画 課 長	大 槇 隆 志
協 働 推 進 課 長	中 山 仁
住 民 課 長	宮 田 慎 治
福 祉 課 長	古 林 直 樹
保 健 課 長	塚 田 恵 子
子 育 て 推 進 課 長	片 山 和 子
農 林 課 長	三 高 昌 之
建 設 課 長	大 月 豊
定 住 促 進 課 長	荒 谷 哲 也
加茂川総合事務所長	岡 崎 直 樹
水 道 課 長	檜 寄 秀 徳
教育委員会事務局長	大 月 道 広

7. 監査の日程及び範囲

実 施 月 日	部 門	範 囲
2 月 4 日	会 計 管 理 室 総 務 課 住 民 課 子 育 て 推 進 課	会計、物品管理 行政、財政 戸籍住民、生活環境、支所 子育て推進
2 月 5 日	水 道 課 建 設 課 農 林 課	上水道、下水道 建設、農林土木、用地 農業振興、林業振興
2 月 6 日	加茂川総合事務所 定 住 促 進 課 税 務 課 企 画 課 協 働 推 進 課	総務住民福祉、農林建設、井原出張所、総合福祉センター 定住促進 課税、収税 総合政策、情報政策、広聴広報、吉備高原都市事務所 地域振興、商工観光
2 月 7 日	教 育 委 員 会 福 祉 課 保 健 課 議 会 事 務 局	教育総務、生涯学習、図書館 社会福祉、障害福祉、介護支援、地域包括支援センター 地域保健、医療保険 議会、監査

2月10日	総括	備品等の保管状況（関係課等抽出）、総括審査、まとめ
-------	----	---------------------------

8. 監査の結果

本年度の定期監査については、事務の執行が地方自治法第2条第14項、第15項及び第16項の趣旨に則ってなされているかどうかに意をおきながら、次の項目に主眼をおき実施した。

- ①前年度指摘事項・意見に対する措置状況
- ②主要事業の進捗状況
- ③持続可能な自治体運営のための事務・事業の効率化
- ④備品等の保管状況

今回実施した限りにおいては、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、その組織運営の合理化に努めていることを認めたところであるが、以下、若干の指摘・指導と意見を添えて定期監査報告とする。

なお、この報告書で取り上げた事項及び監査の途中での指摘・提案等については、真摯な取り組みをお願いする。

項目別監査内容

①前年度指摘事項・意見に対する措置状況

- ・収入未済の解消について

近年、多額の滞納がある者に対する法的措置を含む厳しい措置をとるという意見を述べていた。各担当課の努力により滞納整理が進む中、今年度においては、介護保険料の滞納についても差押えを実施し、収納に至ったという成果があった。このことは大いに評価するところである。県滞納整理推進機構で得たノウハウが活かされたと聞いており、今後もより一層の成果を期待する。なお、後期高齢者医療保険料、上下水道料、住宅新築資金貸付金などを合わせて、近隣自治体で取り組み始めている滞納整理を一元的に行う部署あるいは体制づくりの検討をお願いする。

- ・愛育委員・栄養委員の定数について

委員の定数について、地域の実情を勘案しながら定数減を検討するべきとの意見を述べたが、両組織の統合準備が進んでいることは評価するところである。これが、定数改善にとどまらず、事業量の適正化と旧組織の事業を発展させる活動内容となることを期待する。

②主要事業の進捗状況

- ・地域交通対策について

公共交通対策として、デマンドタクシーの利用が伸びているため、町内巡回バスやふれあいタクシーについては、それぞれが担う分野や役割について考え、町の交通対策全体でより利便性の高いものとなるよう、工夫が必要と考えられる。また、ライドシェアなど地域で支え合う交通対策についても研究の必要があるのではないか。なお、公共交通は総務課担当、通学バスは教育委員会担当であるが、各部署の連携が取れているとは言えない状

況であった。総合交通体系の調整は企画課の事務分掌表にあるが、交通を専門とする独立した部署を設置し、早期課題解決を図られたい。

- ・デジタル化について

デジタル田園事業で整備を進めている「きびアプリ」はデジタル基盤の要であり、町民がデジタル化の恩恵を得るための入り口であるが、導入や活用ができているとは言い難い状態である。行政が整備したアプリの関連付けだけではなく、町民が必要とする機能について意見を聴きながら、コンテンツの追加や使いやすさの工夫、例えば町から発信する情報を集約して得やすくするなど、“使える”きびアプリを作ることにより、導入率だけでなく使用率を上げるよう努められたい。

- ・学校統合について

令和7年度から、統合された新しい小学校がスタートする。十分な準備がされていても様々な対応が必要となると思われるが、丁寧な対応に努められたい。また、アフタースクールについては、現在在校生と入学予定者へ説明を行っているとのことだが、初めての試みであるため十分に理解がされていない様子もうかがえる。引き続き丁寧な説明に努められたい。

③持続可能な自治体運営のための事務・事業の効率化

- ・システムの標準化について

国の主導に遅延が生じていることから業務に混乱が見受けられる。しかし、デジタル化は避けて通れない。県内市町村と広域化の兆しが見られる業務もある。町事業を進めるに当たり、デジタル技術を利用して広域化による効率的な業務を行うよう進めていただきたい。

- ・ICTの活用について

人口減少に伴う労働力不足が懸念される。職員の合理的かつ能率的な事務の知識と経験を次世代へ引き継ぐとともに、ICTを活用して事務事業の効率化や手続きの簡素化を図り、持続可能な自治体運営を推進していただきたい。

④備品等の保管状況

令和6年4月以降に購入した備品の中から抽出して物品を確認した。登録漏れ等の不備は見受けられなかった。定期的に確認を行うなど、引き続き厳重に管理を行っていただきたい。

学校、園の統合などにより、備品の移動が生じることが予想される。町の財産として有効活用を図るとともに、これに伴う台帳整理や事務処理を適正に行っていただきたい。

意見

①予算の適正な執行について

予算額と執行予定額に著しい差が生じている事業が見受けられる。事業を実施する中で想定どおりにならないものもあると思われるが、漫然と放置せず、目標達成のための工夫をするなり、予算の見直しにより早い段階で補正をするなどの対応をすべきである。厳しい財政状況の中から編成した予算であることをよく認識し、慎重かつ真剣に執行にあた

られたい。

②自主財源の活用について

再生可能エネルギーの売電収入や協働のまちづくり寄付金は堅調で、町財政を引き続き支えられるよう更なる進化を図り、町民の福祉向上に努めていただきたい。

③移住・定住施策について

社会増が昨年より続いていることは、明るい話題である。今後も積極的な事業展開に努めていただきたい。

④人材の確保・育成について

職員数が不足しているという部署があった。事務執行が滞り無くできる職員数の確保を図るとともに、若手職員の能力の育成に努めていただきたい。また、病休、休職の職員が複数おられる。職員に対するケアをお願いしたい。

⑤財産区議会について

財産区議会についてはいずれも収入が減少しており、いずれ事業に支障が出るのが懸念される。森林を取り巻く環境は厳しく、財政運営の見通しは困難である。長期的な視点から効率的・効果的な財産区運営及び財政運営に努められたい。なお、財産区の土地及び山林については、境界の確認、伐採などの財産保護及び貸付地を含む管理の適正を図るための定期的な巡視を行うべきである。

最後に、職員は日々町民福祉向上のために成果を上げるべく努力されていることがヒアリングできた。今後ますます業務の複雑さ、困難さが増加していくであろうと予想される。多様な広域連携の仕組みを活用し、周辺の市町村又は県と連携して、町の課題解決に向けて職員一丸となって取り組んでいただきたい。